

公益通報者保護制度の実効性の向上
に関する検討会
第8回議事録

消費者庁消費者制度課

公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会（第8回）

1. 日時 平成28年2月10日（水） 15:00～17:15

2. 場所 消費者庁記者会見室

3. 出席者

（委員）

宇賀座長、升田座長代理、井手委員、川島委員、串岡委員、光前委員、今野委員、
島田委員、土田委員、拝師委員、山口委員、若杉委員、河口氏

（消費者庁）

井内審議官、加納課長、金谷企画官、大友課長補佐、川野政策企画専門官、
佐藤政策企画専門官、中野政策調査員

4. 議事

（1）開 会

（2）議 事

・通報者保護に係る要件・効果等について

（3）閉 会

<資料一覧>

資料1 公益通報者保護に係る要件・効果論点整理概要

資料2 公益通報者保護の要件等

《 1. 開会 》

○宇賀座長 定刻でございますので、只今より第8回「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を開催いたします。

まず初めに、井内審議官から、委員の出欠状況と資料の確認をお願いします。

○井内審議官 井内でございます。前回に引き続き本日も、試験的に消費者庁が現在保有しておりますテレビ会議システムを活用して、別室から参加をさせていただいております。何とぞよろしくお願いいたします。

さて、委員の出欠状況でございますけれども、本日は、経済同友会の北城委員が御都合により御欠席となっております。また、経営倫理実践研究センター主任研究員の水尾委員も御都合により欠席でありますけれども、同センターの河口専務理事が代わりに御参加されております。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元の資料の「議事次第」の下に、順に「資料1、公益通報者保護に係る要件・効果論点整理概要」及び「資料2、公益通報者保護の要件等」の二点をお配りしております。事務局からの資料は以上となります。

なお、串岡委員から通報先についての御意見をまとめたものを、また、光前委員からは前回の検討会において出されました御意見の補足を、それぞれ御提供いただいておりますので、参考としまして委員の皆様にお配りしているところでございます。

配布資料については、以上でございますけれども、御確認いただきたいと思います。不足等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

それでは、座長、よろしくお願いいたします。

○宇賀座長 井内審議官、どうもありがとうございました。

資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、本日の検討に入りたいと思っております。

なお、本日はテレビ会議システムを使用しておりますので、御発言の際には机上マイクのボタンを押していただいた上、マイクの方に向かって御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

○事務局 マスコミのカメラ撮りはここまでになります。御協力をお願いいたします。

《 2. 通報者保護に係る要件・効果等について 》

○宇賀座長 さて、本日の検討会も前回に引き続き「通報者保護に係る要件・効果等」を、要件を中心に御議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、「切迫性の要件」及び「労務提供先等への通報について」の論点に関しま

して、その概要の説明を事務局からお願いします。

○金谷企画官 それでは、事務局のほうから資料の説明をさせていただきます。

資料2のほうでございますが、今回は「公益通報者の範囲」、それから「通報対象事実」について御意見をいただいたところでございますが、本日はその続きということで、資料の11ページから御覧いただければと思っております。

まず、「切迫性の要件」ということでございますが、現行法では通報の保護要件といたしまして、通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしている旨が通報内容であることを定めております。いわゆる切迫性を保護要件としているところがございますが、この切迫性を要件とする趣旨につきましては、単に通報対象事実の発生のおそれがあるのみですと、そのおそれの有無につきまして、事業者と通報者との間で見解の相違が生じる可能性があるため、そのような弊害を防ぐところにあるとされております。その一方で、その判断につきましては、一般的な通報者にとって容易ではない点があるため、切迫性の要件を削除するべきとの意見もございます。そこで、切迫性の要件を維持するべきかどうかについて御意見をいただきたいというところでございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、12ページから「通報先について」ということでまとめさせていただいております。

「(1) 労務提供先等への通報」についてでございますが、まず、ここにつきましては14ページを御覧いただきたいと思っております。14ページのところで、二つほどチャートを挙げさせていただいております。いずれも発注元と、それから委託先の間で業務委託契約を締結し、委託先で雇用されております労働者の方が発注元へ通報するという想定したチャートでございます。向かって上のほうにつきましては、発注元で不正行為があり、これにつきまして、通報者が発注元に通報する場合、それは1号通報に該当するというところでございます。一方で、下のチャートですと、委託先で不正行為があったことを発注元に通報する場合は3号通報になるというところでございます。これで何が言いたいかと申し上げますと、この発注元と委託先が一つのグループ企業だった場合、あるいは発注元が親会社で、委託先が子会社だった場合は、子会社で行われた不正行為を親会社に通報するというのをこのチャートでは表しているというところでございます。

その上で、1ページお戻りいただきまして、13ページでございます。ここの13ページの二つ目のパラグラフ、「しかし」のところでございますが、ヒアリングによりまして、民間事業者の通報受付窓口への通報は、当該事業者自体からよりも、むしろそのグループ会社からの通報が多いというところでございまして、こうしたことから、グループ会社に関する通報につきましては1号通報として取り扱うべきではないかという御意見があるというところでございます。そこで、1号通報の範囲にグループ会社についての通報を含めることについてどう考えるか、御意見をいただきたいという

ことでございます。

とりあえず説明は以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、只今の説明や資料等をもとに、切迫性の要件及び労務提供先等への通報について、御議論をお願いします。

井手委員、どうぞ。

○井手委員 それでは、私のほうから、切迫性の要件について意見を述べさせていただきたいと思います。

私はヒアリングのときに、この法律について、通報の現場とか、通報者の心理とか、お立場とか、それを知らない人が作った法律じゃないかと思ったり、ということをおっしゃいました。この法律は他国の先進例の法律を参考にされて作ったという制定経過は存じていますが、制定の際に、我々のような通報を受け付けている人間とか、あるいは通報者の方々の御意見をあまり取り入れてないことが現状につながっていると思います。今回は、そういう立場からの視点も取り入れていただいていると思っていますので、通報を受け付けている立場から申し上げます。この切迫性の問題なんですけども、私が受け付けた事例を出しますと、自分が通報を受けて、実際に通報事実が明らかになるまで、最長10年かかったケースもあります。その通報は刑事事件にもなりまして、各新聞社、一面で扱い、テレビもトップニュースで取り上げるという事例だったんですけど、なぜそんなに長くなったかという、通報者の方をどうやって秘密を明かさないようにするのか、さらにそのうえで、証拠との関係をどうするかという問題に結論を下すのが非常に難しかったからです。通報事実というのは、10年間同じことがずっと起こっていたわけじゃなくて、あるときは、まさにそういう事実が起こりそうな状態であったり、あるときは鎮静化して、何も起こっていなかったり、そして、また、あるときになって、事実が起きてしまったみたいなことがあったわけです。不正というのは、どうしても、そういう変化を繰り返していくわけで、現実には、切迫性という法律用語からはかけ離れています。

それから、もっと具体的に申し上げますと、退職者の方とか、それから、通報事実の対象の部局から異動して別の部局にいる方からの通報もあるわけですね。その方々が指摘される通報は、2年前に、あるいは、3年前に、こういうことが起こりましたという場合があるわけです。では、まさにその通報事実が生じているのかどうかということになると、実際その退職者の方に、今どうなっているのですかとか、あるいは、異動された方に元の部局に戻って聞いてくださいということでもしないと、確かめる手だてがありません。でも、そんなことをやってしまうと、結局は、通報者の方々の秘密がばれてしまう、ないしは、そのリスクが高まるので、とても、そんなことはできないのです。この法律の切迫性の要件は、そういう現実を全く、とらえていないと言わざるを得ません。

別に、切迫性のある通報があることを否定しているわけではありません。この検討会でも例に出たように、バスケットボール部の体罰とか、私が実際に取り扱ったことがある障害者施設での虐待行為とか、本当に、個人の生命や身体にすぐにでも危険を及ぼしかねない切迫性のある通報があることは確かです。でも、実際には、そうじゃなくて、ずっと、隠されてきて、なかなか、表に出てこないものの方が少なくないと思います。拝師委員が前回の検討会に「2015不祥事」という資料を出されているんですけども、その中に血液製剤をめぐる問題の通報のことがありました。それは、40年間続いている不正がやっと、通報で明るみになった例です。通報者の方々、それぞれの事情とか、先ほど申し上げましたように、通報者の秘密の遵守とか、証拠をどうするのか、とか、いろいろ、微妙な絡みがあるわけで、それを一概に切迫性という要件でばさっと切るといえるのはいかがなものかと考えます。したがって、切迫性の要件というのは、なくてもいいと思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 私も切迫性の要件は不要だと思っています。一つは、通報を経験された当事者の方から非常にこの要件分りにくくて、どう判断したらいいか分からないという声を実際に聞いているということと、それから、この資料の11ページの注の23の政府参考人の説明があるんですけども、これを見てもちょっと意味が分からないというか、通報対象事実が生ずるおそれでは、労働者の主観による合理的でない思い込みが含まれることなどによって、事業者と労働者の当事者間で事実認識に差異というか、紛れが生ずる可能性があるというふうに書いてあるんですが、この説明と切迫性の要件とがどう関係するかはちょっと理解できません。

それから、そもそも公益通報の目的は、やはり早目に企業の不祥事、問題行為を企業内部なり、あるいは行政なり、外部なりがキャッチをして是正するというのが目的なはずなんです。ですから、早期に問題行為の兆候が分かっているにもかかわらず、ぎりぎりになるまで黙ってはいなくてはいけないというのは、全く制度趣旨に反しますので、この要件は削るべきだろうというふうに思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。島田委員、どうぞ。

○島田委員 この要件について、今のお二人の意見でもちょっとよく分からないのは、通報対象事実が生じていた場合のことをお話しになっているようにも聞こえることです。いずれにしてもこの要件は、基本的には通報対象事実が生じていた場合というのが大前提にあるわけで、そこはやっぱり外すわけにいかない。ただ、非常にその蓋然性が高いということをいわば外淵として含めようということですから、それを全く外してしまうというのは、いささか乱暴だろうというふうに思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。川島委員、どうぞ。

○川島委員 二点申し上げます。

まず、通報対象事実の切迫性の要件についてですが、今御意見にもありましたとお

り、「まさに」ということに該当するかしないかが通報者にとって分かりづらいという理由で、削除したほうがよいと考えております。

もう一点は、通報先の中で、グループ会社を1号通報の範囲に含めるか含めないかについてであります。これについては、一定の要件のもとで1号通報の範囲に含めることに賛成であります。理由は、先進的な取り組みをしているところではこういった例も見られるからです。また、実際に実施する際には、グループ会社共通の窓口を設けるなど、実効的な運用が確保されるような工夫が必要かとも思いますので、そうした点をガイドラインに盛り込むといったことも有効ではないかと思っています。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。光前委員、どうぞ。

○光前委員 私は川島委員と同じ意見です。これは日弁連の意見でもあるんですが、「まさに」という文言は不要だと思います。公益通報の目的というのは、違法行為の事前抑制、抑止ですので、「まさに」までを要件としてしまいますと、その事前抑制の効果というか、時機を失してしまうのではないかと思います。

それから、通報でよくあるのは、一旦違法行為が行われて、既に終わってしまっていると。ただ、同じ行為が行われる可能性が高いという場合が多いので、「まさに」という言葉があると、前にあったけども、またもう1回行われるかどうかの判断で非常に迷う場合があります。少なくとも前回そういう違法行為があつて、さらにまたそういうふうな違法行為が行われる可能性があるような場合については、「生じようとしている」という要件に該当するという評価に含めたいと思いますので、「まさに」という文言は不要だと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。島田委員、どうぞ。

○島田委員 すみません、進行についてですけど、先ほどの通報先の関係、それとは分けて。

○宇賀座長 いえ、あわせて結構です。

○島田委員 あわせてでよろしいですかね。

この問題は、私は妥当ではないと思っていてまして、まず一つは、あくまでもグループ会社であっても、基本は、この図にありますように、委託先と労働契約のある間の問題なんで、通報は委託先にやるというのがベースに考えられるだろうと思います。じゃあ、グループ会社ならいいのかというお話ですけど、グループ会社、あるいは親子会社といっても非常に多様でありまして、グループ会社、あるいは親子会社だから全て経営的に一体なものかという、それはそうではないだろうというふうに思います。例えば私どもの場合、労働関係ですが、通報とはもちろん違いますが、団体交渉のような問題になった場合には、雇用主と同視されるという要件がありまして、単に株式を100%所有しているとか、親会社から役員がいるというようなことでは、そういう関係、労使関係というのは認めていないわけで、そういう条件の中で、この問題についてのみ認めていくということになりますと、非常に混乱をするんで

はないかというふうに思います。

グループ会社でグループ全体のものを一つ作って、親会社が主導して作って、こういう形態をとっているということは、私もこの間の事例報告の中で伺っております。ただ、それは法的に見ると、幾つかの考え方があり得るわけで、共同に設置していて、委託先がまさにそこにその業務を委託しているというふうに考えれば、それは必ずしも3号と考えずに、1号でも十分できるわけですし、また、仮にそういうふうに考えられるんだとしても、その企業自体がいわばこれも受け付けるんだということをいわば任意でやるという範囲においては、あえてそれを3号とする必要はないと思うんですが、そもそもグループ企業であるから、親子会社であるから、これを1号通報だというふうに考えるのは適切ではないというふうに思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。升田委員、どうぞ。

○升田委員 今、議論がグループ会社の取り扱いなんですけど、これはそもそもグループ会社で何をイメージするかというか、実態の問題が非常に多様であるということを全く無視した議論の提起だと思うんですね。法律上の枠組みの問題と事実上の経営の枠組みの問題、それから実態の問題、いろいろありまして、それは中には100%子会社もありましょうし、そうでない場合もありましょうし、グループといっても、歴史的な経緯、それから実際の事業の展開の仕方、経営者の共通性とか、いろんなことがあって、一律にこれだけで議論するというのはやはりいささか乱暴である。そうしますと、もし本当にこの部分をきちっと詰めて何かの提言をしないといけないということであれば、やはりその定義を、実態を踏まえて議論するのが非常に生産的ではないかと思います。今のままですと、グループ会社といっても一体何をイメージして意見を言ったらいいいのかというのが分かりにくいというのがあります。

それから、二点目、最初の問題で、切迫性という具合に名付けておられる要件については、これはそれなりの意味があって現在に至っているわけで、先ほど紹介されておられます事例というのは、いずれも既に発生した事案で、不祥事が発生した事案、不正行為が発生した事案でありまして、通常、原則はやはり発生したということが要件になるべきであって、仮にそれ以前の段階ですと、要件をなくしてしまえば、際限もない状況になるわけですね。そうしますと、一体、逆にどの時点から、企業の活動しているいろいろあって、いろいろ問題点を指摘しながら展開していくわけですから、一体いつの段階でそれが対象になるかというのが非常に不明確であって、そうしますと、逆に弊害も生じるおそれがあると。今回のといいますか、立法されている内容、基本的には高度の蓋然性の存在というのが必要だということで、それを分かりやすく表現したということもあるだろうと思いますので、これはこれなりの合理性があるというふうに考えています。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 今の議論を聞いていますと、何か細かい迷路に入り込んだような議論をして

おられるように私は思うんですよね。会社の子会社とか何かで会社に言わなければならない理由があるわけじゃなくして、そこに公益を回復しなければならないという理由がある限り、会社に言うとか、親会社に言うとかじゃなくして、行政機関やメディアもあるわけです。そういう意味からいっても、そこへの通報は十分できるように配慮しておかなければいけないということを私は申し上げたいわけです。

それで、私は常々、皆さんとちょっと違うかもしれませんが、公益というものを念頭に置きますと、結局違法行為、あるいは不正でも、現実に行われた時点と、まだ未着手の場合、これは未着手の場合は国民や消費者や国家に対して公益が害されているわけでありませぬ。何らかの形、国民、消費者に被害が出てるわけじゃないわけです。たとえどんなに違法行為がまさに着手寸前、切迫していようともです。しかも、これは我々の経験からいって、実際に違法行為を行ってもいないものを、切迫していようとも、なかなか通報などできないという現実があるということです。それは、例えば三菱の自動車の例を申し上げて申し訳ないけども、何十年もリコール隠しが行われていて、それについて 100 人以上もの人たちが何らかの事情を知っていても通報できないのが、これが現実だということです。このようなことが公益通報者保護法の審議の段階で全く認識されていなかったということを私は申し上げたいと思います。

それで、違法行為に着手してしまったら、これは即国民の利益や公益が害されるとはならないけども、ここ、この時点が通報の原則が転換されるべきだと私は常々考えているわけです。つまり、違法行為に、あるいは不当なもの、不正なものに着手した段階においては、当然行政機関とメディア等に訴えなきゃならない。メディアは国民に知らせることができます。行政機関はこれを監督機関として処罰か何らかの処分することができますから、その前の段階、つまり未着手の段階は違法行為を行ってなければ、この時点が企業にとって言ってくれば一番是正しやすい段階です。もし着手してしまったら、そこは我々、違法行為というのはどういうふうにして行われるかということ常々申し上げていますが、必ずそこには違法行為を正当化する企業としての論理があります。これが偶然に違法行為に手を染めていたということはあるとしても、大部分は違法行為だと分かっていたはずなのです。

大きな東北の地震があったときの道路工事の中に、談合でワークシェアリングみたいな形で皆業者を割り振っています。これには必ずそれなりの理由があります。何というか、これは悪い習慣だという悪行というか、何かそういうものがあるかもしれませんが、とにかく理由があるわけです。例えば業界の共存共栄ためとか、一社だけが入札できるとしたら、多くの会社の共存共栄できないじゃないかとか、そういうような理由が必ずそこに存在するわけです。そういうふうにして談合をやっているわけですから、私はやっぱりこれは、今、島田先生とかいろいろありましたけど、何か細かいところ、細かいところ入って、法律あるけれども、これはまさに公益通報者が

守られなければいけないわけですから、公益通報者を守るのであれば、別に会社に言わなくてもいい、そして、もう違法行為に着手した場合は、会社に一番言いにくくなっている段階だということを申し上げておきたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。土田委員、どうぞ。

○土田委員 私も会社を辞めてから言えることが公益通報者にはあると思います。特に退職者、もしくは介護施設におられる方ですね。介護施設の職員が退職して、それと言えたという事実もあります。辞めないと言えないことというのがあるということは、公益通報がまさにきちっと法律として機能していないということが言えると思います。むしろ介護施設では、その施設で継続して介護を受けられた方が営々とその被害になります。その被害者のことを思ってみれば、一刻も早く公益通報を使ってその不正を暴いてほしいのですが、辞めないと言えないというのは、非常におかしなことだと思っています。辞めてから言えることというのは、まさしく切迫性があるかどうかという以前の問題であろうかと思っています。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。山口委員、どうぞ。

○山口委員 升田委員と島田委員のお話にもあるように、私も法律的な課題はやはりクリアしなければいけない問題だと理解をしております。ただ、やはり最近の企業不祥事を見ておりますと法改正の必要性は高いと感じます、例えば傾斜マンションの杭打ちに関するデータ偽装事件を起こしてしまった会社の親会社による社内調査委員会報告書を読みますと、データ偽装は実際にはずっと以前からグループ会社では問題になっていて、ただ、それが現場にとって不都合な事実だったんで、中間管理職の方々がそういうものを知ったとしても上に報告をしなかった、というような状況が調査報告書の中に出ております。また、免震ゴムの安全性に関するデータの偽装事件にしても、やはり現場社員の疑惑の声がトップ、親会社のトップに届き、外部の公表されるまで2年を要した、というような事情などを知りますと、不正がトップにもっと早く届いていれば、もっと早く対応ができたんじゃないのかなというような問題が現実にあるわけです。やはり現場のレポートラインを健全化させるためには何とか公益通報者保護法を活用できる方法を法改正によって検討する必要があると思います。

それで、親子会社の問題についても、これ、本当に親子会社の問題を、通常は例えば労務提供先に親会社を指定する等によって自社のヘルプラインを活用して1号の規定を活用できるようにされてる企業もあると思います。ただ、中小の企業にも適用できるように、親子会社を全部含めて労務提供先と一律に決めるべき工夫が必要だと思います。法人間の契約関係にまで公益通報保護の効力を広げるかどうか、そこはやっぱりクリアしなければいけない問題があるんですが、今も労働者派遣業において、その派遣先と派遣元の関係については特別に扱うというような現行法の規定もありますし、もう少しやはり、どこまでのものをグループ会社として、親子会社とし

て取り込むかというところの議論はもちろんこれはもう厳密にやっていかなきゃいけないんですけども、何とかそこを拡大する形で入れていけないかなと、そういうふうに私は考えております。

○宇賀座長 ありがとうございます。升田委員、どうぞ。

○升田委員 先ほどの意見に加えてなんですけども、今、山口委員がおっしゃった法律上、盛り込むかどうかの問題とは別に、できるだけそういうことを未然に防止する、あるいは是正するというのは極めて重要な場面であるんですけども、当検討会の最初の頃に議論がありましたように、企業の自律性を支援するという観点からのやはり課題もあるんだろうと思うんですね。企業によっては、コンプライアンスの観点から、一定の範囲の会社については、いろんなコンプライアンスの報告を受けたり、あるいはいろんな方策でそれなりの監視、監督をしておられるところもあるんだろうと思うんです。ただ、その実態が全体的に分からないものですから、そこは一つ今後の調査といいますか、課題としてやっていただきたいとは思いますが、とりあえず当面の課題としては、法律上規定しなくても、最初の頃議論がありましたように、ガイドラインの中にできるだけそういうことも実践してほしいということを提言するなり何なりして、その実状を見ながら、やはり今後の課題として検討することは重要な問題だという気はあるんです。ですから、そこは法律上、グループ会社というのを定義するのはなかなかこれは非常に難しいところがあるんですけども、現実には現実の問題として、取り組みの仕方はあるのではないかと思います、そういう観点から検討されたらいいのではないかと思います。

それに加えて、全体的に今回の検討会で、今回、現在は法律の改正を前提とした議論ということになります。それはいろいろ甲論乙駁あるわけですけども、もともと問題提起された段階で、企業のいろいろな自律的な、これが一番事情を知っているわけですから、そういう支援の方策ももっと深めて議論を併せてされたほうが、やはりもっと意味のあることではないかと思しますので、法律の改正、改正ということになりますと、どうしてもそこにいろいろ意見の対立が生じてくると思しますので、できるだけ実効的な方策をもう一つ検討いただきたいと思えます。

○宇賀座長 ありがとうございます。島田委員、どうぞ。

○島田委員 先ほど山口委員のほうから派遣法、派遣については特別扱いがあるんじゃないかというお話が出たんですが、その点、私から言うと、派遣というのは非常に特殊です。具体的には二点あって、一つは、派遣というのは、通常直接の労働契約の相手方が行う指揮命令というのをやっているわけですね。ですから、その限りにおいては一定の関係が生じてますから、だから、特別扱いをしている。それから、もう一つは、例えば労働法関係法規の一部については、これは事業主、もしくは使用者とみなすという規定を派遣法は持っているわけですね。ですから、あえてそこに特別扱いがあるんであって、業務委託先とは全く議論が違うので、この点は御確認をいただきたいと

いうふうに思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。井手委員、どうぞ。

○井手委員 先ほど升田委員のほうから法改正じゃなくてもできることはあるんじゃないかという意見をおっしゃられましたので、それに反論する立場から意見を述べさせていただきます。

法改正って、やっぱり、今回の議論の一番中心のことなのだと思います。この検討会は、私は、それを一番、大事にして話し合っていると思って意見を出しております。そもそも、この法律というのは、5年後に見直しを、という附則が入っていたはずで、それがどんどん遅れてしまい、今年の春で、法律を制定して10年が過ぎようとしています。だからこそ、この検討会がたちあがったわけですし、法改正の議論は、避けては通れないと思うのです。

それから、もう一つは、この検討会に至る前に、消費者庁さんが行われている実態調査の結果のことです。その中で、我々が見逃してはいけないというのは、通報経験者の方々のうち4割以上が不利益な取り扱いをされているというゆゆしき事実です。要するに現行法で救えないものがあるわけですね。それを我々が軽視したら、どうなるのか、という思いがあります。それから、切迫性の要件での意見でも、私は申し上げましたけども、類型化されている要件が実態と全く、そぐっていないので、通報がしにくくなっているのではないかと、という大きな疑問があります。本日も、この会場に通報経験者の方も含めて傍聴に来られているんですけど、そういう疑問に対して、この検討会が答えを出さなければならないと思っています。私は、法秩序を全部壊せとまでは言うてはいませんが、現実にある問題に対して、法秩序の上から、法改正まではできないということをガイドラインで対応するというのは、それは、法の論理から言っても安易なのではないかなと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。光前委員、どうぞ。

○光前委員 労務提供先の関係なんですけど、この図の後段の類型なんですけども、こういう場合、通報者は、自分の使用者に通報しても不正行為が改善されないと。できれば親会社なり、あるいは業務委託先の事実上の支配力で改善を助けてほしいということが多いんですね。ただ、私も実際にこういう類型の場合で、親会社のなところに相談に行ったこともあるのですが、親会社としては迷惑だというようなこともあるんですね。そうすると、問題となるのは外部通報の場合には、通報対象事実についての一定の証明が必要になってくるんですけども、単に業務提携先ということだけで、通報事実の真実性の要件を取っ払ってしまって、1号通報だとしてしまうのは、確かにかなり危険なところがあると思います。ただ、実際には労働者というのは、この通報を親会社でなければだめだというその辺の見極めをして通報を考えているということが多いので、第3の要件として、こういうふうな一定の例えば完全な親子関係にあるとか、強力な支配関係があるような場合については、通報事実についてのそれほど

の高度の縛りがなくても、通報効果が期待されるような場合については、こういう通報も認められるみたいな、第3の要件的なものを設けてもいいのではないかと思います。その辺は立法の技術の中でいろんな要件を絞り込まなくちゃいけないと思いますが、山口委員が言われるとおり、こういう種類の通報について親会社に通報を認める必要性は非常に高いと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 ちょっと概括的にこの公益通報者保護法について申し上げたいんですけども、私は最初にこの法律は公益通報者を守る法律ではないというようなことを申し上げました。結局、非常に企業に配慮してしましまして、内部告発者を信じていないという形で成立してしまっていると思わざるを得ないのです。そういうことを今日、私、資料として2枚ほど出したんですけども、実はこの法律はマイナスからの出発だと思っている。ゼロなら公益通報者が守られないことは同じなんですけども、通報者は自らの判断で、慎重にしなければなりませんけれど、いろいろ通報先が自由に自らの判断でできたわけです。けれども、事もあろうに、最も会社に訴えることは、違法行為をやっているところへは一番訴えにくいわけです。それが全く公益通報者、内部告発者にこの法律を作る時に認識されなかったということが決定的に私はこの公益通報者保護法が機能しなかったことの要因だと思うんです。

私ちょっと今日、急遽印刷して出させていただきましたので、2ページに渡って書いてあります。もし違法行為、あるいは不当な、不正な行為を企業や官庁が行っていた場合、そこに公益通報するとすれば、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チまで確認されなければ、事業者には訴えることは極めて危険だというのが私の考え方なわけです。それで、例えばそれでニについては、20日以内に通報者に、本人に知らせることが必要だとなっています。調査の結果をですね。人間は弱い、非常にみんな弱いものです。実際に違法行為をやった人たちは、必ず隠すわけですよ。あるいは証拠がなければ、これは隠せると思う。これはずっといかなる国においても人間の性みたいなものですよね。それを、これを本人に知らせるだけでいいとか、というのはおかしい。調査した結果のことを素直に本人に言うのでしょうか。内部告発者というのは大体1人で会社と対峙するわけですから、違法行為が大きければ大きいほど、あるいは中小企業でもオーナーの企業に一内部告発者がその良心を発揮しようと思って対峙しても、勝負にならないということが見落とされているわけですね。ですから、本人に告げるとというのが大事なことでなく、私が、へに書きました、へから書きましたように、事業者が違法行為を認めた場合、もしこれが会社に言ってあったときに、こういうものが確保されてなきゃならんということを、へから申し上げますと、担当行政機関に全容を正確に報告すると確信できる場合、あるいは事業者が違法行為を認めた場合、新聞等のメディアを通じて国民、消費者に知らせると確信できる場合、企業が違法行為を認めた場合、国民、消費者の批判や非難、意見をもとに違法行為を改めるという

ことが確信できる場合ですね、こういう確認ができない限り、企業に訴えることはものすごく公益の実現からしても、これまで内部告発者は報復を受けてきたことから見ても、これはやっぱりあたかも会社に訴えやすいようにしてあるということは、私は全くマイナスだと、こういうふうなことを申し上げたいと思うわけです。

例えばこれは株主、会社が株主のものだというのは、これは定説というか、通説だといたしましても、株主にしても、会社が違法行為をやって、会社の利益というか、株主の利益を損じているようなことやったら、違法行為をやった時点は、その時点からそういう情報を知る時点だと、知ることが権利が生じているというふうに私は考えております。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。升田委員、どうぞ。

○升田委員 これは全くちょっと今の議論とは離れるんですが、将来の議論のために、先ほどのような今回の現行法で何か賄えない点があるということで、40%というような数字を挙げておられるんですけど、現在の法律であっても、裁判を提起すれば、相当広い範囲でこれは保護されるようになっていくわけですね。そういう裁判制度を抜きにして、とにかく何かの保護をしないとイケないというのか、それとも裁判を起こされて、かつ何か問題が残っているのか、そこを何とか実証的に調査されたものがあるのかなのか。別に今お聞きするわけではないんですけども、そこも将来の議論の前提事実になると思いますので、そこは御留意いただきたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

○加納課長 どうも御議論ありがとうございました。

今、升田先生がおっしゃった点も含めて、さらに精査をしたいと思いますが、議論をお聞きしておきまして、まず、切迫性の要件のところでございますけれども、光前先生がおっしゃる事前の抑止効の問題というのは、私どもも問題意識としては持っております。他面で、例えば3条1項1号のように、現行の規定は、例えば1号であれば、当該状況にあると思料をすれば、その通報者を保護するというので、ちょっと割り切った規定ぶりになっておきまして、エッジをきかせたところがありますので、やはり升田先生の御指摘のように、どこまでが保護の対象になるのかというその線引きの問題というのが当然出てまいりますから、そこはちょっと意識をしなければならぬのではないかとこのように思いました。

それから、グループ企業の問題は、これも升田先生の御指摘はそのとおりだと思っております。実態を踏まえた議論をなささいというふうなことだと思いますが、そこはまた私どものほうで詰めたいと思います。

それから、ちょっとそれとは違いまして、法改正なのか、ガイドラインなのかというお話がありまして、井手委員からも法改正を頑張るよというふうな趣旨の、私どもとしては応援というふうな受けとめておりますが、他面で、何で法改正までしなくちゃいけないのかということは、これは問われますので、むしろ升田先生の御指摘

は、ガイドラインの改定も含めて柔軟に対応することによって、より実効性が高いという道もあるのではないかというふうな、そういう御示唆というふうに私どもは受けとめましたので、それは私ども、法改正やるべきことはもう当然やるべきだというふうに思っておりますけれども、それが本当にベストなのかどうかというのはよく考える必要があるというふうに認識をしております。以上でございます。

○宇賀座長 それでは、続きまして、行政機関への通報及び法3条3号に定める通報についての検討に移りたいと思います。

この論点の概要についての説明を資料2をもとに事務局からお願いいたします。

○金谷企画官 それでは、資料の説明を続けさせていただきます。

18ページから「行政機関への通報について」ということでまとめさせていただいております。

現在ですと、行政機関への通報につきましては、通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由がある場合、真実相当性がある場合に限定されているということでございます。1号通報の場合ですと、こうした要件がないのですが、2号通報でこうした要件を設けている理由につきましては、通報内容が真実でなかった場合、当該通報によって事業者の正当な利益が不当に害されることがないように、通報者の誤信に相当の資料や根拠が必要となるという考え方によるものでございます。しかし、外部への通報につきましては、通報対象事実発生についての真実相当性が必要であるために、通報を思いとどまられる方もいらっしゃるということで伺っております。このため、こうした通報者が萎縮しないようにするためには、真実相当性の要件を緩和するか、あるいは真実相当性の要件を適法に満たせるようにするため、通報者に内部資料の持ち出しに関する責任を減免する方法も考えられるかと考えております。真実相当性の要件を緩和することにつきましては、行政機関への通報の場合、公務員は刑事罰で担保されている守秘義務を負っており、通報内容が公務員以外に拡散するというおそれは低いということも考慮に入れる必要があるのかなと考えております。他方で、行政機関への通報であっても、事業者、外部への通報であることから、一定の真実相当性が必要であるという意見も出されているということでございます。以上を前提といたしまして、2号通報につきまして、真実相当性を必要とするべきか否かについて御意見をいただきたいということが1点でございます。

続きまして、20ページでございます。20ページでは、権限を有しない行政機関への誤った通報を保護の対象に含めるべきかどうかということでございます。

現在ですと、権限を有しない行政機関に誤って通報した場合、当該行政機関は正しい行政機関を教示しなければいけないということまでは法に定めております。ただ、その一方で、教示に基づいて権限ある行政機関へ通報する前に、通報先を誤った通報をしたことによって不利益取り扱いがなされた場合、当該通報者が法による保護の

対象となるかどうかにつきまして、法は明文では一切規定していないということでございます。解釈では、2号通報と同様、保護が与えられるべきだという見解が出されているところでございますが、明確に法で定める必要があるかどうかについて御意見をいただきたいと思っております。

それから、さらにお進みいただきまして、22ページから労務提供先等及び行政機関以外への通報について、いわゆる3号通報についてまとめさせていただいているところでございます。

3号通報につきましても、2号通報、行政機関への通報と同様に、真実相当性が求められておりますが、これにつきましてどう考えるか。やはり真実相当性があることによって、通報者が萎縮してしまうという御意見もございますが、その点につきましてどう考えるかということについて御意見をいただきたいと思っております。

それから、さらに進んでいただきまして、25ページのところでございます。3号通報の場合ですと、真実相当性だけではなくて、加えまして、内部通報することによって不利益を受ける可能性が高い、あるいは事業者が証拠隠滅を図るおそれがあるというようなことにつきまして、相当の理由があるなどの理由がなければ、3号通報することができない。これは、今、イ、ロ、ハ、ニ、ホの5要件を定めておりますが、そのいずれかに該当する必要があるということになっております。この点につきまして、この要件が複雑で分かりづらく、これによって通報を諦めてしまうこともあるという意見があるということでございます。また、他方で、内部通報制度の充実を促進するべく、3号通報の要件を緩和したり、内部通報制度の整備状況に不備がある場合に3号通報を認めるべきではないかというような意見もあるということでございます。また、公益通報者保護法施行後、行政機関へ通報がなされるも、当該行政機関が通報内容や通報者の氏名等を被通報先に伝えたり、通報を放置するなど、不適切な事例もあるということに照らせば、この法3条3号の適用範囲をもっと広げるべきではないか、イ、ロ、ハ、ニ、ホの要件以外にも何か要件を認めることも考えられるのではないかと御意見もあるところでございます。こうしたことを前提といたしまして、3号通報の保護要件を現在のイ、ロ、ハ、ニ、ホの5要件から緩和すること、あるいは新たな保護要件を追加することにつきまして、どのように考えるか御意見をいただきたいと思っております。

それから、ちょっとさらに飛びまして、34ページのところでございます。34ページのところで、3号通報の通報先につきまして、発生またはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に限るということになっておりますが、こうした要件を緩和、または削除するべきであるという御意見がございまして、それについてどう考えるか、御議論いただきたいというふうに思います。

資料の説明は以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、只今の説明や資料等をもとに、行政機関への通報及び法3条3号に定める通報について、御議論をお願いします。

拝師委員、どうぞ。

○**拝師委員** 行政機関への通報なんですけども、基本的には真実相当性の要件はもっと緩和すべきだろうというふうに思います。そもそも行政機関は、通報があれば、何でもそれに対応するわけではなくて、やはりその中身そのものに合理性がきちんとあるのかどうか、あるいは裏付けがあるのかどうか、あるいは同種の通報があるのかどうか、そういうことを総合的に判断して動くわけですね。ですから、通報が1本あったからといって、何でもそれで行政そのものが振り回されるということにはならないというのが一つです。ですから、通報の間口としてはやはり広げるべきで、一応の根拠があるのであれば、まずは通報として認めていくのがよいのではないかというふうに思っています。

それから、資料の19ページの上から3行目のところですかね、かかる通報を萎縮させないためには、真実相当性の要件を緩和する方法と、真実相当性の要件を適法に満たせるよう通報者の内部資料持ち出しに関する責任を軽減する方法とが考えられる、というふうに二択のような書き方になっているんですが、基本的には両方必要だろうというふうに思っています。内部資料持ち出しについて、責任減免の手当てをしたとしても、常に必要な証拠がそろうとは限りません。それはやっぱり状況次第ですので、証拠の持ち出しの部分は免責しつつ、真実相当性の要件を緩和して間口を広げる。これによっていろんな通報が行政のほうに入ってくる、その中の多くのものに一定の証拠資料がついてくるということになり、事実上いい影響を与えるだろうというふうに思います。どちらか二択ということではないのかなというふうに思っています。

○**宇賀座長** ありがとうございます。井手委員、どうぞ。

○**井手委員** ここは、私にすごく関係が深い箇所なので、2回に分けて、意見を述べさせていただきます。

1回目のほうは、真実相当性の部分と、誤った行政機関への通報の保護の部分について意見を述べさせていただきます。後になりまして、我々の報道機関を含めた3号通報の要件緩和について意見を述べさせていただきますと思います。

まず、真実相当性についてですけども、前回、北城委員のほうから、通報はいろいろ幅広く受け付けて、責任を持つのは通報を調査する人たちじゃないかという御意見があったんですけども、私もまさに同じ意見です。真実相当性、すなわち、真実を確認するのは行政機関であり、あるいは報道機関の責務です。外部通報を受け付けた側がちゃんとしていれば、内部通報先である企業、その他の法人の方とかに、風評被害などで御迷惑をかけることはないと言えます。

この真実相当性の規定は、要件が現実に合致していないという問題はもとより、私

は、弊害になっているとさえ思っています。それはなぜかという、例えばこの資料の23ページの下段の34に福岡高裁の判決例があったり、それから、この検討会でも過去に、真実ではないことをテレビ局に通報したとして、通報者が損害賠償請求訴訟を起こされた事例が例示されたりしていますけれども、報道機関などの外部通報先に真実ではないことを告げたという理由で、裁判を起こされる例結構あります。通報者の方々というのは、たった1つの通報事実を言ってこられるわけじゃなくって、いろんなことを、経過も含めておっしゃってこられる場合が多いというのが、私の経験からの分析です。通報者が告げた多くの事柄のごくごく一部だけを捉えて、そこは間違いじゃないか、名誉毀損じゃないかといって裁判を起こされています。勤務先側のそういう提訴を後押ししているのが、この法律の真実相当性の条文じゃないかなとさえ、私は思っております。通報者保護の観点から、そういう好ましくない行為はぜひ防いでいただきたいと思えます。いつも申し上げておりますが、法秩序を壊すかどうかということで検討されるんじゃないで、通報しただけで負担がかかってしまった、こういう事例をどう救えるかという観点から検討していただきたいと思っております。

それから、権限を有しない行政機関への誤った通報についてですが、これは保護の対象にするかどうかという議論の前に、そもそも通報が行政機関によって、たらい回しにされている現状や、通報先を見つけるのが極めて分かりにくいという通報者にとっての事情を、どう改善していくのか、という問題を先に考えなければならないと思えます。韓国には、通報を一定のところで受け付けて、それを各行政機関に振り分けて、この通報を調査しなさいと調整する機関があると聞いています。実は、私自身もそういうことをやっています。というのは、たとえ、真実の通報であっても、私は、中小企業に関する通報は、よほどの事情がない限り、調査にはとりかからないことにしています。中小企業に対しては、たとえ、通報が真実であろうと、報道機関として、あえて、踏み込んでやる必要性を考えるわけです。ただ、せっかく、通報されてこられたわけですし、そういう場合はどうするのかということ、通報されてきた方に、「申し訳ないですけど、行政機関のほうに行ってください」ということで、当該の行政機関の窓口を私が調べて、紹介しています。行政機関が動かないときは、場合によっては、その行政機関のほうに口添えしたりもします。そういうことをしながら、いつも思うのは、何の権限もないような私がこうしたことをやって、いいものだろうか、こういう紹介の制度もない行政のシステムは、いまのままでいいのだろうか、ということです。これを、行政機関のどこで担当するのかという具体的な問題は、消費者庁さんがやられるのか、消費者委員会の中でどこかそういう機関をつくられるのかというような手だてがあると思うんですけども、どういう機関にしる、絶対、そういう機能が必要だと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。光前委員、どうぞ。

○光前委員 行政通報の真実相当性の問題ですが、行政通報をされるような方というのは、

自分の仕事をやっていて、たまたま自分の職務上のテリトリーに入ってきた情報で、これはおかしいと思って、監督機関への通報を考えられる方がほとんどですね。そういう方の場合には、お話の内容からそういう疑いを持つことに一定の合理性、説得力があることが多いので、それに対して、さらに真実相当性まで求めるとなると、そこにもう1回別の証拠を探し出さなくちゃいけなくなるという隘路があるわけですね。ですから、行政通報の場合には、一定の合理性程度の要件でいいのではないかと、一応の合理性ですか、その程度の要件でいいのではないかと考えています。これは日弁連も相当性という言葉で合理性という言葉に変えるという意見書になっているのですが、同じ趣旨ではないかと考えています。

それから、行政通報の一番の問題点、やはりどこに権限があるのか、処分あるいは勧告の監督の権限があるのかということの判断が非常に難しいということだと思います。それで、行政通報を断念してしまうという場合が多いので、弁護士会としては、やはり消費者庁が通報受付の司令塔的な役割をもっと担っていただいて、そういう問題について解決するような、抜本的に解決するような対策がとれば一番ありがたいなと思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。升田委員、どうぞ。

○升田委員 全ての通報について言えることは、真実性の要件をやはり抜きに要件を決めるべきではないということだと思います。まるっきり根拠がないのに、人をこういう形で犯罪に該当する、犯罪に該当する蓋然性があるということを通報すれば、当然今の制度の中では、さまざまな責任、刑事、民事問わず、責任を負うという建前になっているわけで、それをそうでないというためには、それ相当の理由が必要だと思います。

先ほど合理的なというお話ですけども、法律用語として、「相当性」という要件は、これは極めて低いんです。先ほど光前委員はそこを抜きに説明されていますけど、「合理性」のほうがむしろ高いという判断もあり得るわけで、本当に相当性の要件が具体的にどの程度であればいいかという、何か相当低いレベルで判断されるという具合に私個人的には見てるものですから、現在の相当性でどこが問題なのかなという気もいたします。

それから、先ほど情報提供者の保護のようなお話もありましたけど、これはやはり先ほどの問題と同じで、情報提供者はどこに情報提供をするにせよ、もし根拠がない、あるいは目的、あるいは手段等々を含めて、従来から責任を負わされている、民事、刑事で責任を負わされているということになっておりまして、やはりそこも先ほどの問題と同じことが言えるという気がいたします。

それから、マスコミといいますけど、第三者提供、これは後でのお話ですけども、これも従前からマスコミといいますか、一定の範囲のマスコミと言ったほうがいいのかもしれませんが、これはもう判例上確定したところにもあり、ただ、逆に、

じゃあ、マスコミの報道が全て是認されるかという、それもそんなことはなくて、実際にいろんな場面で報道被害として議論されている、かつ論文もありますし、書籍も公表されていて、その深刻な実態というのは、過去、幾たびも生じているわけですから、これが全て責任を免除される、そういう制度はまずあり得ないということは、あえて、後で議論になると思いますけども、申し上げておきたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。川島委員、どうぞ。

○川島委員 ありがとうございます。

まず、行政機関への通報について、通報者の負担の軽減や萎縮の回避を図るためにも、通報者の内部資料持ち出しに関する責任を減免するという方向については賛成をします。具体的にどういった見直しにするのか、内容にするのかというのは専門的な議論も必要かと思いますが、この点については賛成するものであります。ただし、公益通報に必要な情報であるのか、そうでないのか、通報者が判断することが難しい場合もあると思います。結果としてそうでないといった場合にも、通報者が保護されるような何らかの工夫なり仕組みが必要かというように考えます。

それと、真実相当性の要件について、逐条解説に相当の資料や根拠とありますけれども、何かもう少し具体的な例示として、「ああ、そういうものなのか」ということが通報者にも分かるような工夫ができないかというようにも思います。例えばICレコーダーで録音したものだとか、携帯のカメラで撮影したものだとか、具体的な内容はいろいろあるかと思いますが、通報者に分かりやすい例示といった工夫も必要だというように思います。

それと、もう一点、権限を有しない行政機関への誤った通報を保護の対象に含めるか、含めないかということについてです。これは、幾つか指摘がありましたとおり、どこの行政機関に通報するべきなのかが分かりづらいというのが誤った通報の大きな原因ではないかと思います。むしろ保護の対象に含めない理由はないというように受けとめておりまして、この点については保護の対象に含めるということが妥当だと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。光前委員、どうぞ。

○光前委員 私の先ほどの相当性の議論というのは、あくまでも名誉毀損罪の裁判例から認められている真実相当性との関係で論じているわけですし、裁判所は事実の根幹部分について間違いがなければ、真実相当性を認めているわけなんですけど、それよりは低い要件でもいいのではないかと。仮に事実の根幹部分について真実性が立証できなかったとしても、そういうふうを考えることについて一定の合理性があつて、結局それが違っていたという場合でも、行政通報であれば保護してもいいんじゃないかということで、裁判所が言っている真実相当性の要件よりもワンランク下げたものでもいいんだよということを法文上明らかにするという、そういう趣旨で述べたつもりです。

○宇賀座長 ありがとうございます。土田委員、どうぞ。

○土田委員 私も行政に通報時に真実相当性ということが言われますが、通報しようとするのが真実であるかということを通報者が分かるのだろうかと思います。本当にこれが真実だろうと思って言っていることが誤解からきている可能性もあると思います。そうすると、申し出がすべて真実でなければ通報してはいけないということになってしまうということは、通報を私は萎縮させる大きな要因ではないかと思っています。萎縮させてしまわないで、もう少し通報要件を広目に見てもいいのではないかと思っています。

それから、各省庁、他の省庁に行った場合でも、他の所に相談に行く場合もあると思うのですが、これも一元的に通報窓口があれば、本来でしたら事足りると思います。その場合もやはり通報の相談と内容の調査の窓口と、この2本を持たないと本当のことか、真実なことかということが分からないのではないのでしょうか。そうでないと、やはり一般の消費者は行政のたらい回しというのはことごとくいろんなことで感じていますので、それは必要と思っております。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。井手委員、どうぞ。

○井手委員 先ほど升田委員のほうから報道被害という言葉が出されましたので、それに対する考えも含めて、3号通報の5要件の緩和について、私の意見を述べさせていただきます。

私は、報道被害を全面的に否定するものではありません。ただ、そうした御意見に対して、言っておきたいことがあります。私は、26ページの下段、37の三つ目に取り上げられているヒアリングの意見、「ヒアリング20ページ意見85」で、こういう内部通報を受けたときの報道機関の基本的な在り方を申し上げています。ここで述べていますように、内部通報をもとにした記事を紙面化する場合は、その支えが「新聞社の調べで分かった」ということしかないので、相当な裏付けを取らなければならないし、社内のハードルがものすごく高いということです。それから、先ほど私は、事実を誤認したときの責任について、行政機関ないしは報道機関が受けるべきだと申し上げたんですけども、行政機関には行政不服審査法があって、行政処分の不服申し立てができますし、報道機関の場合は、民間でありますけども、名誉毀損という刑事、民事上の極めて重い責任が問われます。それだからこそ、通報者の方じゃなくて、我々のほうが責任を持たなければいけないと思っている次第です。総論からいうと、この要件に関して、内部通報よりも真実相当性を持って報道機関に通報しなければいけないということは、私は認めます。やはり内部通報、内部先、企業のほうに、通報するものと、我々、報道機関が受けるものとの差をつけなければならないという原則は認めます。ただ、この要件は、さらに行政機関と我々、報道機関との間、2号通報と3号通報の間にも、ものすごく差があり、3号通報の方のハードルがかなり高くされていることについては、疑義を持っています。

2号通報と3号通報の要件の差はなぜなのか、ということ、消費者庁さんに問い合わせると、公務員のほうには守秘義務があって、報道機関には法的な守秘義務がないからとの説明を受けました。その理由に対して、私は反論したいんですけども、実際、法制定以来のこの10年間で、じゃあ、報道機関が通報先を明かして問題になった例を教えてください。通報先を漏えいして、それが問題になったり、通報を放置したりした事例というのは、公務員側、この2号通報の方でこそ起こっているんじゃないんですかと、ということです。要件の差の理由にされている守秘義務の違反をした公務員が懲戒処分されたり、あるいは個人情報保護法違反で告発されていたり、法に照らして当然の措置が出ていたら別ですけども、私が知る限りでは、厚労省で、通報者の情報の漏えいがあって、消費者庁さんがガイドラインを変えるきっかけになった事例で処分があったぐらいだと思います。報道機関の世界で、もし、こういう通報者の漏えいみたいなことがあったら、法律以前の問題として、情報源の秘匿という、非常に重い報道の倫理に反したとして、まず、間違いなく解雇処分になります。

だから、なぜ報道機関だけ、こういうふうにハードルを上げるのかということ、その腹を読みたくないんですけど、報道機関にどうしても通報されたくないという狙いから要件を設けているんじゃないか、そうとしか思えないわけです。なので、2号通報と3号通報をわざわざ分ける必要はないのではないかと思います。内部通報と外部通報、1号とそれ以外のものというふうに分ければ、単純で分かりやすいんじゃないかと考えます。どうしても分けたい、というのであれば、真実相当性の要件の重さを増して、その差によって、2号と3号を分けるような仕組みを考えたらどうかと思っております。

それで、今度は個論のほう、イ、ロ、ハ、ニ、ホの要件について意見を述べます。ひと言で言えば、どの要件も、通報者の方々が要件にあてはまる事柄を証明しようと思うと、自分でそういう実態を調べなければならなくなるというのが、私が疑問に思う、この要件の問題点です。つまり、通報者の方々は、自分の身を守るためには、通報の対象の事実をきちんと把握すること以外に、自分の勤務先が、どれかの要件にあてはまるということを調べなければならないのです。それが、どういうことかということ、当然、通報者の秘密がばれやすくなります。だから、私から言わせれば、この、それぞれの要件は、通報者の秘密がばれるリスクを全く考えていないといっても過言ではないと思っています。例えばイ、「公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足る相当な理由がある場合」、これはどういう場合を想定してるんですかと、消費者庁さんに聞いたら、過去に、その会社が通報をしたことを理由に懲戒処分があったという場合が一番いいと、教えていただきました。でも、そんな懲戒処分の過去の事例を人事部に行って調べようとしたら、あんた、何のために、そんなことを知りたいのと、疑われますよね。こんな無理な要件を設けて、通報者の方々にどうしろって言うんですかって、言いたいですね。

それから、ロ、「公益通報すれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当な理由がある場合」、これも、勤務先の体制の中で、通報する事実が起こっていることの証明だけじゃなくって、組織ぐるみで隠蔽が行われているとか、いる、組織ぐるみで証拠隠ししようというところまで調べなきゃ、通報者は守られないのでしょうか、と指摘しておきます。

それから、ハ、「労務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合」、勤務先から、あんた、通報しちゃだめだよ、とまで言われて、通報するような人なんか、いないですよ、普通。こういう事例は、最近、不祥事が明らかになったゴム会社で、そういう口止めをしようと話し合ったと報告されていますけれど、そのゴム会社でも、実際に口止めの実行にまでには至りませんでした。もし、どこかの企業でそういう行為があったとしても、口止めの要求を受けた人が、わざわざ、それを理由にして、これで保護される要件ができたからといって、通報するわけがない。こんな、だれでも考えればすぐにわかる、実態が伴わないことを、よく法律に書けたなというのが、私の印象です。法律家の方は、蓋然性があるんだとか言われるかもしれませんが、私には、全く理解できません。

それから、ニ、「書面により第一号に定める公益通報した日から二十日を経過をしても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合」、これも実態を考えていません。私はこの法律ができてから、通報を実際に受けたときに、その通報者の方に、この5つの保護要件を説明して、あなたは、この要件のどれかに該当することがありますかと聞いたことがあります。その方には、イ、ロ、ハもホも該当しませんでした。そうすると、法による保護の要件に該当するには、二の要件しかないわけです。ところが、その方は、会社に通報するのは怖いからと、私ども報道機関に先に通報に来られていました。それで、その方に聞きました。どうしても法で守りたいですか、守りたいんだったら、いっぺん、通報しますかと。それで20日たって、会社が何も調査しないんだったら、ここにまた来ますかと水を向けました。その人はどうしたかという、そんなことはしたくありませんと、会社への通報を断られました。会社へ通報すると、自分がばれてしまうだけだと恐れておられました。確かに、そんな通報をして会社が何も動かず、次に私ども報道機関が調査をして、事実が明らかになったとき、通報者はだれなのか、間違いなく、事前に通報してきた、その人は真っ先に疑われ、通報者だと分かっけてしまいます。つまり、この3号通報の要件というのは、法的な保護を勝ち取ろうとすると、ばれるようにばれるようにできているんですね。日弁連さんの改正案、よくできていると思うんですけども、日弁連の改正案で、一つだけ、反対したいのは、この二に関するところです。20日というのを2週間以内に短くしろという内容でした。この法律を制定するときに、2週間という案があったから、2週間に短くしたらいいじゃないかというお考えのようですが、二の要件の間

題は、時間の長さ短さではありません。日弁連さんも実態を知らないのだと私は思いました。二の要件は、なくすべきです。

それから、ホ、「個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当な理由がある場合」、つまり、通報者なのか、それとも世の中の人たちなのか。どちらにせよ、個人の生命とか身体に危険がある場合だって立証しないと、私ども、報道機関ところに通報した人は守れないということなんですね。ところが、公益通報者保護法の第1条で、この法律の対象として定められている通報というのは、前から申し上げていますが、消費者の利益の保護、擁護だったり、環境の保全だったり、公正な競争の確保だったり、要は生命、身体に危険がなくとも、国民の利益、公益にかかわるものを広く規定されています。なぜ、報道機関に通報に来る人にだけ、なぜ、わざわざ生命、身体に危険というのをつけるのでしょうか。この要件で対象範囲を狭く限定されたおかげで、報道機関に通報に来たら、本来なら守るべきはずの対象から外れる通報がたくさん生じています。例えば前回の検討会で、例として申し上げました教科書会社の不正みたいな通報も、この要件に当たらないわけですね。でも、国民の公益の観点から見れば、当然、通報者は保護されるべきなのではないかと、声を大にして、申し上げたいんです。いままで挙げてきましたように、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、それぞれ、問題のある要件だと考えています。ただし、真実相当性の部分については、報道機関に寄せられる通報について、1号の内部通報より重くするというのは、当然なのかなと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 すみません、ちょっと行政通報のほうに議論戻るんですけど、先ほど升田委員がおっしゃった「相当性」という文言そのものがかなり低いレベルのものなんだというふうにおっしゃって、私も本来そうあるべきだろうと思うんですね。ですから、恐らく私とか光前委員とかが考えているレベルというのかなり低いレベルで、それは一般に言われている「合理性」というものより低いんじゃないかということなんですけど、問題はそれを通報する人がこの条文を見たときに、やはりそれなりのものを用意しないと通報できないんじゃないかと懸念して、思いとどまってしまうというところが問題なのです。もしそのレベル感が同じなのであれば、そういう誤解のないような文言にきちんと変えていただきたいということですね。

それから、悪質なケース、もちろんあり得ると思うんですけど、殊さら事実でないことを分かっているながら、行政に通報して困らせてやる。ただ、そういう場合は、それこそ不法行為とか、刑事の虚偽申告罪、誣告罪のようなところで対処できるものはできるものですから、逆にそこは現行法のもので悪質なものには対応して、間口は広く広げるということで、行政通報のほうは特に問題はないのかなというふうに思っています。

それから、外部通報、第三者に対する通報ですけども、現在の行政の体制がきちん

と整っているというのであれば、行政をかなり優先させて、どうしてもしようがなければマスコミということでもいいのかもしいんですけれど、実際の事例を見ると、やはり行政のほうが通報を受けてもきちんと対処しないということが現にあるんじゃないかと。そうすると、なかなか外部のハードルだけを高くするという建て付けはやはりどうなのかなというふうに思っていますので、外部通報のハードルも一定下げていくしかないのかなと。企業としては、いろんな情報がいきなり外に出ていくということに対して懸念もあるんでしょうけど、通報の中にも法令違反であっても非常に瑣末なものもかなりあると思います。そういうものがマスコミに出たときに、じゃあ、1から10まで全部マスコミが取り上げるかという、やっぱり社会的にそれなりに重要なものを優先的に取り上げるというのがマスコミですので、そこを判断するのは、場合によってはマスコミであり、あるいは行政処分かけるかけない、調査に入る入らないを判断するのも行政ということですから、その情報の流れそのものを止める必要はなくて、そこは社会的な、あるいは行政的な判断に任せると。問題は、情報の流れを止める行為そのものをやめさせるということ。情報の透明化という視点での公益通報者保護法の位置付けが重要だと思うので、やっぱりその部分はハードルを下げていかないと、この情報の透明化によって企業や行政の活動をよくしていこうという本来の法の趣旨にかなわないのかなというふうに思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。島田委員、どうぞ。

○島田委員 何点かあるんですが、まず、労働者は労働契約上、企業の利益を守るという義務を負っているということになっていますので、それを外部に出すということは、基本的にはやっぱり誠実義務違反になる。それを免責するというのが公益通報保護の仕組みだということを確認する必要があると思います。その免責の際に真実性ということが要件になっているので、そこをどう考えるのかということ必ず議論していただきたいと思っています。最高裁の判例でも、解雇についてはかなり抑制的な判断を持っていますけども、企業の情報等について、虚偽の事実が含まれているということに対しては、極めて厳しい判断がこれまで確立してきているということも御理解をいただかないと、特に第三者という場合にはその点は非常に重要だということです。

先ほどからの議論との関連で、まず、第三者通報についてお話をしますと、井手委員は全てマスコミというふうにお考えになっているようですが、これ、第三者なんです、マスコミも含まれますけど、マスコミといってもやっぱり多種多様でございまして、井手委員のようにおやりになる場合もあるでしょうけど、それが担保できるのかというのは、マスコミだけではなくて、ありとあらゆる第三者ですから、それはやっぱりそう簡単にはいかないということで、マスコミというのを一体分けることができるのかということも含めて検討しないと、あくまでもここは第三者に対する通報

の要件だということを議論しているということです。

井手委員に反論というわけではないんですが、例えば3号のホというの、別に公益通報というのは、御存じのように、さまざまな問題について取り上げています。ですから、全てのもちろん生命、身体に危害が発生するというものではないことは法も分かっていますけど、しかし、そういう中でもこういう問題があったとすればということを行っているんであって、何か法が全体として構造的にここだけ厳しくなっているということでは決してないと思いますし、他の点については、一々申し上げませんが、我々、立法改正するときには、やっぱりこういう問題点があるから改正しなきゃいけないというのも一つですが、同時に、改正することによってさまざまな濫用的な事態が起きる可能性というのも他方であるわけで、それをも見極めて検討しなければならないというふうに今後の議論の中では御検討いただければと思います。以上です。

すみません、あと、もう一点、2号通報に関して、もう一言だけなんですけど、確かに第三者一般と行政というのは違うという部分はあるかと思うんですが、この点、ぜひ今後、今日ということではなくて、お教えいただきたいんですが、行政に対する通報というのは、公益通報以外にもさまざまな形があるかと思うんですが、そういう場合に、どういう場合であれば、いわば受け入れて動くというような、どの程度というお話が出てますんで、その辺もう少し典型的に事務局のほうで分かるのであれば、大変情報としてはありがたいなということでございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。山口委員、どうぞ。

○山口委員 行政機関への通報ですが、この真実相当性については、ある程度行政サイドにおける受領要件の中には含まれているケースが多いと思うんですね。ちょっと私がここで二点だけ申し上げたいのは、一つは、私もやはり真実相当性、これは行政機関にしても、第三者にしても、私は第三者といっても保護要件はかなり限定されるべきと思っているのですが、やはりその要件をかなり緩和すべきであるという意見には賛成でございます。

というのも、実態として内部通報の外部窓口を担当していて、真実相当性があるかどうかの判断については二つの視点があります。一つは、通報してこられた方が有力な証拠を持っている。録音テープ、写真、そういったものがなかったら我々は怖くてなかなか動けないというのが一点。もう一点は、そういう資料はないけども、同じことを訴える社員が何名か出てきた。これはそれぞれの方が通報事実を裏付ける資料を持っていなかったとしても、ああ、同じことを言う人がこれだけいるんだ、これは調査の必要性が高いと感じますし、我々調査を受け付ける側にとっても真実相当性を判断する大きな材料なんですよ。つまり、一つ一つの通報だけを捉えれば、真実相当性あり、とは言えないかもしれないけども、そういったハードルを下げることによって、我々は複数の同様の通報を受け付けることによって感じ取ることができると、

これは非常に大きな問題だと思います。

もう一つが、これはもう私も教えてほしい立場で申し上げるのですが、やはり企業側の立場として、通報の濫用に関する課題というのはどうしても気にかけるところです。例えば真実相当性の判断を避けたとなると、他の委員の方々が御指摘のとおり濫用的な通報が出てくることは企業側としても懸念をされる所なんですけど、それを例えば不正の目的といった要件があつて、公益通報者保護法上にですね。その不正の要件の中でそういったことを企業側が立証できるような形で濫用的な通報についての举证責任を転換するような形で運用するという事なんかできないのかなど。そういうふうな立法作業の中で、そういったところで少し条文の改正等で立証責任の転換とかという形でバランスを図るといふのも一つの手ではないのかなという事で、その辺もちょっと議論をしていただけたら、というのが私の要望でございます。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。升田委員、どうぞ。

○升田委員 私は基本的に相当性といいますか、相当の理由というのは、別に変える必要はないと思いますし、22ページの現行法もそれなり、相当合理的な理由があると思っ
ているんですけど、ただ、問題は、実務の運用で、そこがギリギリ争われたのがあるか
どうかというのが釈然としないところと、一番問題になるのは、多分本人が何らかの
手段で言ってきたと、言葉だけだと。言葉も供述として当然証拠になるわけですが
も、そのときに、ほかに何か物を持ってこいよと言うかどうかギリギリのところだ
と思うんですね。過去の、もちろん全容は分かりませんが、恐らく具体的な内容
で、余人をもってはなかなかそう言えないと。迫真性とか、面前でお話を伺えば、
おっしゃっているような物腰、その他もろもろ、何回も質問を繰り返しながら真
実性を確認していくというのが恐らく実務上の取り扱いで、これはある程度の、
もちろん最終的に間違ふことはあるんですけども、ある程度のそういうことに日頃
慣れていると、相当程度判断できるのも実状でありまして、決して、先ほどから
通報者の誤信に相当の資料や根拠ということがどうも立法当時に御説明になっ
ていることなんで、これが物だという具合には書いてないわけですね。根拠とい
うことになってますし、お話を伺えば、この人は確かにそう言ってるな、そ
ういう事例も過去に公表されたこともありますので、そこの議論ではないかと思
いますので、それを踏まえて御議論いただきたいという気がいたします。

それから、次に、労務提供先及び行政機関以外の第三者といわれる方についてどう
するかというのは、これは要件限定されてるのは、通報先がそんなに狭くはないで
すけど、限定されているんですけども、この方たちの守秘義務の問題とやっぱり切
って切れないところがありまして、井手委員はマスコミの倫理というお話ありま
したけど、これも大半はおっしゃるところなんですけど、そうでない事例もまたあ
つて、実際に裁判ではやはり取材源とか取材の経過の開示を求められている事例
もあるわけ

でして、そこが、ですから、倫理だけでいいのか、法律上の規制をかぶせるかということ踏まえて議論しないといけないと思うんですが、そうしますと、守秘義務がある程度共通になれば、その通報先としての信頼性とか信用というのは増すわけで、それはひとつやはり御検討いただきたい。

それと、そういうところに一体そういう判断ができるある程度の専門家がおられるかどうかというのがあると思いますので、実務の運用に当たりましては、やはりそういうのもうちょっと実状を踏まえて議論いただきたいと思います。特に私も弁護士をやって、ほかの弁護士さんのやり方はよく分かりませんが、弁護士は日頃日常的にそういうところを見ながら判断していくわけですが、それでも間違えることは多々ありますけれども、しかし、そういう経験もどこかで聞いていただいて、どうやって真実の信ずるに足りる相当な理由をどういうところで判断しているかというレベル感を、最終的には法律改正に仮に至るに至らない問わず、やはりきちっと御説明いただけたらと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。島田委員、どうぞ。

○島田委員 先ほどの若干の補足なんですが、先ほど井手委員は情報源の秘匿は守られているという御趣旨だったんですが、やっぱり第三者の場合、それが外部的に公表された場合には、仮にそれが間違っていた場合にでも、企業等の業績というのは急激に悪化するというような事案って現実にあるわけで、そういう点からも、単に情報源の秘匿ではなくて、そういう被害の防止という観点からも要件をある程度厳格にしているという側面もあるということをお理解いただければと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 先ほど島田委員がおっしゃっていた第三者通報の場合は、あらゆる第三者が含まれるということですけど、3条3号の条文上は、あくまで「当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」ということになってまして、それで、多くの場合はマスコミになるんじゃないかと。社会的な世論を背景に是正をしていくということが効果として認められるだろうということで、一般的にはマスコミが多いのかなと。あらゆる第三者ということではないのかなというふうに思っています。

それから、第三者通報の要件としては、前から串岡委員がおっしゃられているんですけども、法令違反等について、もう既遂になってしまっているような場合、この場合については、やはり要件としてはかなり緩和して、基本的には外部に出せるようにすべきだろうと。未然に、まだ起きる前に、企業が独自で予防する余地がある場合と、既にやっちゃって、基本的には隠す方向に傾向として動く場合とはやっぱり区別すべきだろうと思っています。既遂の場合については、一定の縛りは必要かもしれないんですけども、基本的には外に出せるようにすると。さっき言ったように、マスコミもあらゆる既遂の法令違反について社会的な価値があるということで取り上げる

わけではなくて、それなりのフィルターをかけて取り上げる取り上げないを決めているわけですね。そういう意味では、情報はなるべく、特に法令違反が終わってしまった場合には流すようにしておいて、それを社会がどう扱うかは社会が判断すると、そういうふうにするべきではないかなというふうに思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。

今日は、一応16時半までを予定しておりましたが、申し訳ありませんけれども、今日積み残しの部分を終わらせたいと思いますので、若干延長させていただきたいと思います。御予定のある方は御遠慮なく御退席いただいて結構でございます。

串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 行政の通報の問題なんですけども、行政への通報が成功した例と失敗した例をちょっと例を出しながら、説明しながらお話をしたいと思います。

失敗した例からいいますと、ミートホープの事件があると思います。腐ったような肉に、豚肉を牛肉にするために心臓か何かの赤い血を入れて売っていたと。それはそこにいる従業員は重々知っているわけでありまして、それすらなかなか言えなかった。それで、常務ですね、常務という立場の人が、これが保健所へ行ったわけだけでも、まるで信用されなかったという事例ですね。本人はその肉のミンチか何か製品を持っていったんだけど、行ったら、あなた、自分でつくってきたんじゃないかとか言われたり、まず通報してくる人を信用して対処しようという姿勢がなかったという点があるかと思います。それで、新聞社へ持ち込んで、新聞社もなかなかどう対応しているのかわからなかったんですけども、東京の恵比寿にある、警視庁あたりも活用している検査機関、そこで遺伝子情報を解析まで行って、ようやく成功したという例があって、これで新聞社も報道に踏み切ったという事例があるわけですね。だから、そういうふうにして、行政の場合は、本当に真剣に言ってくれる人のことを聞かないで、まず疑ってかかるようなところがあるということが一つ問題だろうと思います。

それから、次に大きな事案は、たびたびこのことを申し上げて申し訳ないんですけども、やっぱり三菱自動車だろうと思うんですね。このリコール隠しをしていたときに、多くの人が知っているけれども、やっぱり外に出せなかったということです。それから、国土交通省の役員の人が監査に入っても絶対分からないように、1億5,000万円もの金をかけてソフトを作ったわけです。コンピューターに隠したのでどんな役人が来ても分からない状態におきました。それから、リコールの資料は女性の更衣室というか、ロッカーに隠していた。これはそんなにまでしたら、これはもうなかなか持ち出せない事例ですね。前回、山口委員が、こんなものも出てくるのかというようなことを、資料の持ち出しがあるとおっしゃっていたんですけど、私も最初のときはそういうふうに簡単に持ち出せたわけです。自分が管理しているようなものでしたから。やっぱり一度出してしまったら、2回目、3回目になりますと、会社も非常にガードが固くなりますから、証拠の持ち出しというのは極めて難くな

ってくる。特に巨大企業になりますと、そこら辺はガードが固い。それはいい方に働く場合、特許とか何かを盗まれないようにするのはいいかもしれませんが、違法行為を行っているものを外に出すということについては、甚だ難しい。だけど、内部の人が知っているわけですね。だから、そういうものを行政機関に、国土交通省にしたら、非常に真実性があると、細かいと、どういうコンピューターの操作をするか分かってるし、女性のロッカーのほうにも置いてあるということを言われますと、やっぱり資料の持ち出しができなくても、国土交通省に何度も何度もいつも言ってくるから、しっかりその状態を信じたということだろうと思うんですね。ですから、そういうふうにして、資料の持ち出しで、もうそれにも非常なリスクがあります。

例えば地方の信用金庫でどういう事例があったかと申しますと、これ、資料を持ち出す行為について、まだ公益通報する前に、不正アクセス禁止法違反により刑事告訴されました。会社の書類については、窃盗罪で刑事告訴され、そして、懲戒解雇されています。それで今、懲戒解雇の無効と地位確認を求めて提訴しています。まだ争っているということがありますので、やはりそういう点もぜひ考慮をしていただいて、証拠の持ち出しということは非常に難しくなっているんだということも御理解いただきたいと思うわけです。

○宇賀座長 ありがとうございます。井手委員、どうぞ。

○井手委員 3号通報について、2号通報と同じレベルの要件にすべきではないかという意見を述べるときに、情報源の秘匿という報道機関の倫理を根拠にすると、それに対しては必ず、島田委員とか升田委員のように、それは単なる民間の一つのルールでないか、そういうものをもとに法律を変えられないという御意見が出ることは予想していました。だからこそ、そういう御意見に対抗するため、私は、過去の検討会で通報先の漏えいに対する刑事罰、行政罰について論議したとき、報道機関もあわせて、ペナルティをかけてもやむを得ないという意見を申し上げました。その論議の際は、不利益取り扱いの刑事罰、行政罰について導入賛成なのに、通報先の漏えいには反対する御意見が大勢を占めたことに対して、升田委員からはダブルスタンダードではないかという御意見が出ましたが、私は、どちらも導入賛成ですからシングルスタンダードだったと言いたいのです。報道機関を含めた、あらゆる第三者に、通報者について秘密を開示してしまったことに対して罰則を設け、私自身も、そうした場合は罰則は受けますよと申し上げたはずですが、そういう罰則を設ければ、公務員の守秘義務がある行政機関の2号通報と3号通報は、法的な側面から言っても、変わらなくなるでしよと言いたいわけですね。

また、先ほど島田委員が、間違いの報道があったら企業は損害を受けるということをおっしゃいましたが、これは、2号通報による行政処分も同じなんですね。2号通報を受けた行政機関も間違った処分をすれば、企業は同じようにメージを受けるわけです。報道の倫理を持ち出すと、また批判されるのかもしれませんが、情

報源の秘匿と同様に誤報というのは、報道機関が絶対にやってはならない根幹の問題です。万が一にでも、誤報があれば、その新聞社、その報道機関には、経営にも深刻な状況を与えかねないといってもいいと思います。だからこそ、先ほども申し上げましたように、記事を紙面化する場合には、何重もの厳しいチェックがあるわけです。通報をもとに報道機関が誤報をやって、企業がどんな損害があったのか、具体的な事例を提示された上での御意見ならともかく、たれば話で、もし、そういうことがあったらどうだということで、3号通報を限定するのは、報道機関に身を置く者としては、いかがかと申し上げておきます。私は逆に法律家の委員の方に申し上げたいんですけども、法律家の方は、他の法律が整備されているじゃないかと、よく、おっしゃられます。例えば、中小企業の役員だったら、他の法律で、こうやって保護されているじゃないか、会社法でこうなっているじゃないかということをおっしゃっておられます。その論理を、報道機関にあてはまめれば、私たちは、万が一にでも誤報をすれば、名誉毀損で、刑事でも民事でも相当な処罰を下されるわけであって、通報に対して誤った判断をした場合の法的な側面は、行政機関と変わらないのではないかと、言えると思っています。

私は報道機関に来られる通報者の方も法的に保護をして欲しいし、それが報道機関から唯一、出ている委員としての責任であると思って、3号通報の要件の緩和について、力を込めて、申し上げているんですけども、この法律をどう改正しようと、そうでなかりと、今後も報道機関には通報がどんどん来るのは間違いないと思っています。さらに、申し上げたいのは、第1回からの何回か、触れさせていただいてます匿名告発サイトという存在の件です。技術的な問題がクリアされれば、いずれ、日本でも、新聞社なり報道機関なりが匿名告発サイトを設けて、通報者の秘密を確保したうえで、通報を受け付ける時代が訪れることは間違いありません。そうなれば、公益通報者保護法の保護要件には全く関係なく、匿名告発サイトを選択する通報者も増えるでしょう。そのときを見据えると、この公益通報者保護法が、3号通報の要件をこのままにしておいていいのか、やはり、もっと、通報者の立場に立って、保護の要件を充実されるべきではないか、ということをお願いしたいんです。そういう観点でも、3号通報の要件を見ていただきたいと思います。

以前の検討会で、升田委員から、他国の法律の制定後の変化も調べるべきだとの指摘がありました。御承知のように、日本の公益通報者保護法は、英国の法律をもとにしています。ところが、英国にはガーディアンという調査報道に力を入れている新聞社があって、匿名告発サイトを設けて、通報を受け付け、社会の不正に関する通報がどんどんガーディアンに入ってきていると聞いています。英国の法律での第三者通報の保護要件は、日本同様、ハードルが高いのですが、そうした法的な保護要件に全く関係なく、通報が届いています。そういう事実も見ていただいたうえで、検討していただきたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

今野委員、御発言になりたいことがございますか。

○今野委員 まとめの段階に入ってきて、どんどん専門家の世界になってきたような感じがしていますが、一般市民のレベルに時々は戻していただきながら皆で議論もしていきたいというのが私の立場なので、ちょっと勇気をもって話させていただきます。

これほどガバナンスが叫ばれている昨今ですが、日々驚くほどの不祥事が明らかにされています。まずはこの検討会の一番のテーマは、こういう時代に、公益通報をすると不利になるかもしれない、直属の上司に言ったら叱られた、そういう思いを何度も繰り返しながら、それでも自分の会社を守りたい、自分の家族やその生活とか、豊かさとか、そういうものを守っていきたいという思いで努力して通報してくる人たちに、ここで検討されて公表されたものが、頑張って通報していいんだと、国もちゃんとそれを保護してくれるんだという後押しができるものであるようにしていくことなのではないかと思っております。

ただ私も、通報者といってもいろいろであって大半の人たちは、今申し上げたような素朴な思いで、会社を守りたい、家族を守りたいとの一心で通報するのですが、中には悪意を持って通報して、企業や個人に大きなダメージを与えてやりたいというものもあることも存じております。その議論をごっちゃにするのではなくて、まずは、勇気を持って、国のため、社会のためにやろうとする人たちに大丈夫だよというメッセージを送るような検討会でありたい。その後、やっぱり絶対続かなければいけないのが、悪意を持っていろいろなことをした企業、しようとする企業、または、逆に、悪意を持って誰かを攻撃しようとする通報者について、というのは、それはまた次の問題として語るべきであって、この際、きちんと二つを分けて話せたらよいと思っております。

法改正かガイドラインか、それは適切な方法をとるべきだと思いますが、「相当性」と「合理性」がどう違うのかとか、私にもあんまりはっきり分からないような言語とか、表現、ただでさえ世の中の仕組みとか、考え方が、複雑怪奇になっておりますので、大多数の一般市民に勇気を与えようとするのであれば、誰にでも分かりやすい言葉、表現で語っていただけると、私も助かります。

○宇賀座長 ありがとうございます。山口委員、どうぞ。

○山口委員 今、今野委員がおっしゃった、「相当性」というところにどうしてもこだわってしまうんですけども、その「相当性」に関する要件について、今日、井手委員がマスコミに通報が第三者通報として届いたということをいろいろとお話しされましたけども、その通報者が井手委員のところに行く前に、たとえば私のような弁護士のところ相談に来られるのですよ。私は職業上守秘義務のある弁護士ですから、まず、私のところへ来て、井手委員のようなマスコミの方々にこういう社内情報を渡して、記事になるかどうかは分からないけども、井手委員の目に触れさせて大丈夫か、って

相談に来られるのです。このような場合に弁護士はどのように回答するか。一つの私のスキルとしては、相当性、真実性というものを過去の裁判例から見て、この裁判で例えばあなたは第三者に情報を提供しても公益通報に該当しますかから勝てますよ、該当しないおそれがあるので負ける可能性がありますよという敗訴リスクについて御説明します。これを分かりやすく説明します。でも、これだけでは不十分なのです。もう一つ、弁護士という立場上、提訴リスクについても説明をする。つまり、こういうことをやったら、あなたは会社から、負けるかどうか分からないけども、こいつ、邪魔なやつだから処分しちゃえと。あなたが裁判で争ったら、最後に勝つかどうかは、私は勝訴できると思うんだけども、ただ、あなたはこういう紛争に巻き込まれるリスクは高いですよ。この二つのリスクはきちんと分けてお話をします。

そのときに、やっぱり「相当性」って何ですかと、さっき今野委員がおっしゃったように、相談者はなかなか理解できないのですね。相当性って何ですか、真実証明の合理性ってどんなもんなんですかと。そこで、私が幾らこのリスクについて分けて御説明しても、「じゃあ、処分されるリスクがあるなら通報はやめときますわ」となるのがやはり現状です。だから、要件をハードルを下げるとするのは、単に勝てるか負けるかというだけの問題じゃなくって、やっぱりそういったインセンティブといたしますか、通報するかどうかというその方のお気持ちに大きな影響を及ぼすものなんだというのが私の理解でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

○今野委員 ありがとうございます。

○宇賀座長 島田委員、どうぞ。

○島田委員 先ほど私、マスコミだけではないということで、全てということをやや強調しまして、拝師委員から御指摘を受けましたが、もちろんそうなんです、ただ、今日の表でもありますように、マスコミだけではなくて、例えば第3号通報では親会社があったりとか、その他団体というのはあり得るわけで、それ全体見通して議論をしなければなんないだろうということが一点と、あと、行政の場合と第三者の場合、どこが違うかって、やっぱり行政は監督官庁で国民の負託を受けてそういうことがないようにすべきいわば責務という機関で、そこが取り上げる問題と、やはりおのずから第三者というのは違って来るだろうと。行政処分でも過ちがあり得るとするのは否定はしませんが、やはり行政と第三者は違うというふうに理解をすべきだろうというふうに思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。土田委員、どうぞ。

○土田委員 先ほどどなたかが言われた濫訴のおそれというようなお話もあったんですけども、この公益通報を改正しよう、要件を緩和することになっても、濫訴になるようなことにはならないと思っています。それよりも、公益通報をもっと使いやすくしてもらい、それで公益通報者を守るというような法律に是非していただきたい。それ

と、今野委員と同じように、やっぱりお話がどうも専門家の言語が多過ぎて、私も時々、それは何というようなこともありますので、是非一般の国民に分かりやすい言葉での公益通報制度をぜひお願いしたいと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。光前委員、どうぞ。

○光前委員 先ほど拝師委員がちょっと触れたことなんですけども、行政通報の現状というのを考えた場合、第三者通報というか、マスコミ通報の役割というのは日本では非常に大きいもので、これを何とか制度化しなくちゃいけないとも考えてます。韓国の公益通報者保護法というのは、マスコミ通報なんか全然考えてないんですね。私たちが調査に行ったときに、いや、日本ではマスコミ通報というのがあるんですけどもと言ったら、何だ、それは、というような感じで。それはなぜかという、行政通報1本でやっているからなんですね。もちろん行政通報がきちんと機能しているかどうか分からないんですけども、一応行政通報でやるから、それ以外にマスコミ通報なんか必要ないんだという、そういう価値判断があると思うんですが。日本の場合にはどういうわけか、法律の段階において行政通報と、それに並列するものとしてマスコミ通報というものを設けているわけで、今実際の問題として、行政通報とマスコミ通報はどういう関係になっているかということはいちちゃんと把握しなければいけないと思います。

私たちがマスコミ通報を使う一つの例としては、行政通報しても行政機関がちゃんとした処理をしてくれないときに、いや、そんなことしたら、通報者、これ、マスコミに通報しますよというふうに言うんですよ。しちゃうことになる可能性がありますよという、行政機関の方って結構ビビるといいますか、ええっ、というような感じで、少し本腰を入れてくれる場合もあるんですけども、そういう意味では、行政通報という、日本の場合には、行政通報とマスコミ通報とのバランス、チェックバランスみたいなことを考えなくちゃいけないのが実情で、私は、マスコミ通報の場合には、ちょっと井手さんと違って、公益通報対象事実の真実性については、行政通報よりはハードルを高くしなければいけないなと考えるんですが、そのほかのイからニの要件については、これについては再検討しなくちゃいけないと思ってます。

今の法律はイからニのうちのどれかに当たればいいんだということになってるんですが、実際に使えるのはロだけという印象です。「第一号に定める公益通報をすれば」、第一号というのは内部通報ですが、「当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足る相当な理由がある場合」、これを使ってマスコミ通報をできるかなって考えるわけなんですけども、ただ、この要件自体、よく読んでみると非常に厳しい要件で、信じるに足る相当な理由がある場合って額面通りに受け取ると、かなり厳しい要件なんですね。これはやっぱり緩和する必要はあるんですが、ただ、私たち弁護士の感覚としては、これはよく刑事の勾留の判断と対比するんですけども、日本の場合、勾留するについては、罪証隠滅のおそれ

とか、逃亡のおそれってかなり厳しい要件を課してるんですけども、裁判所はそれをかなりルーズに解釈して、どんどんどんどん勾留しちゃうんですよ。それと同じ感覚で、私たちは一応法律はこうなっているけども、この要件については、かなり緩和してもいいんじゃないかなという形でやってるんですが、ただ、実際にそれが問題になった場合に、やっぱりいろいろと厳しい見解というのは出てくると思うので、少なくともこのイからニに関する要件については、もう1回再吟味して、しかも、それについての信じるに足りる相当な理由という要件はかなり緩和しなければいけないんじゃないかと思ってます。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、大変時間も押していて申し訳ございませんが、あと一つ、残された論点がありますので、そちらに移らせていただきたいと思います。

続きまして、「主観要件について」及び「通報により不正が是正された場合の職場等へのフィードバックについて」の検討に移りたいと思います。

この論点の概要についての説明を、資料2をもとに事務局からお願いします。

○金谷企画官 資料を簡単に説明させていただきます。

35ページのところで、「主観要件」についてということで書かせていただいております。公益通報者保護法では、その保護の要件といたしまして、不正の目的でないことが定められております。このような主観要件に関しまして、通報に至るには、何らかの不满があることが一般的であるので、このような主観要件は削除するべきであるという意見がございます。他方、裁判例においては、通報に関する責任の判断に当たりまして、この主観要件を考慮していくということが一般的ということもございます。そこで、それを踏まえた上で、その主観的要件を削除することについてどう考えるか、御意見をいただきたいということが一点でございます。

それから、37ページでございます。補遺ということで、通報により不正が是正された場合の職場等へのフィードバックということで、これは前回の本検討会におきまして、島田委員からこうした点についても考えてみる必要があるのではないかと御意見をいただきましたので、事務局として考え方を整理したものでございます。通報によってその是正がなされた場合、当該是正結果が職場等へフィードバックされ、共有されることが望ましい。過去の事例などを見ておきますと、独占禁止法違反に対する排除措置命令が出された場合におきまして、違反行為を取りやめたことは当然なのでございますが、それと合わせまして、従業員への周知徹底、それから、監査や、あるいは定期的な研修が行われるなど、フィードバックをすることによって良い結果がもたらされ、職場に結果がさらに広がっていくというような事例もあると、そういうことでございます。こうしたことを踏まえまして、このフィードバックに関する定めを、例えばガイドラインなどに設けることについてどう考えるか、御意見を

いただきたいというところでございます。以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、只今の説明や資料等をもとに、主観要件及び職場等へのフィードバックについて御議論をお願いします。

串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 これも私は強く申し上げたいところなんです。不正の利益を得る目的で、なぜ公益通報、内部告発をしなきゃならないのか、その他の方法でいかようにでも、もしそういう不正があればできるはずであるわけですね。むしろそうではなくて、私の例でも分かるように、ひとたび今で言う公益通報をしたら、会社人生の全て、一生涯昇格がない。その生活状況は、それは女房、子供、全てにまで及んでいきます。給料は大学を出た者とほとんど変わらない状況にさせられました。その影響は、生涯の年金の低さにまで及びます。今のこれは保護法との関連なんですけど、これもたびたび言いますが、何一つこの法律で公益通報者を守るために新たに設けた条項はないのです。ただ、何とかいえば解雇ができないという。解雇というのは、これが本当に不正でなくて、その通報が事実であったら、世間体もあつてできないだけのことであつて、会社は解雇しようと思えばできるわけです。だから、そういうことを考えると、不正の利益を得る目的があつたとか、他人に損害を加える目的があつたとか、それはそういう事態がなく、想像とか、仮定ではなくして、実際に起こったときに法律を変えるべき、法律を作るべき性質のもので。現実には内部告発者が報復を受けている現実に対して対処するような考え方じゃないと思うんです。何でも全ては、言論の自由でも、抑制、均衡され、抑えられていると思う面があるわけです。言論の自由、あるいは新聞の自由にしても、それはやっぱり名誉毀損とか、信用毀損によって抑制されています。この不正の目的でなくということではなくて、やっぱり良心に基づいて真実を述べてくるんですから、そこに基礎を置かないとだめではないかと思うんですよ。そういうことを申し上げておきたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。井手委員、どうぞ。

○井手委員 主観要件について、意見を述べさせていただきます。

これも弊害規定の一つだと思っています。それはどういう理由からかということをおし上げます。内部告発があつて、その通報事実が全く間違いなかったとわかったときに、通報者の勤務先で何が起こるかということ、二つあります。前にも申し上げましたが、一つは犯人捜しです、それから、もう一つは、通報者について、あの件は事実ですよ、事実でも、あれは人をおとしめるための通報だった、あるいは自分のところの派閥を浮き上げるための通報だったという、つまり通報の目的、背景を批判する動きです。今、ある大臣に関する週刊誌への通報についても、通報者の目的や背景が問われています。実際、私が通報を受けたときでも、お話を伺いながら、通報の目的や背景も調べます。先ほど升田委員が、いろいろ調べるとおっしゃいましたし、多分、

山口委員がおやりになっている中でも、人間関係の背景とかも調べていくんだと思います。調査するうえで、通報の目的や背景を抑えておくのは重要な要素だと思いますが、通報事実が表面化した後、勤務先で出る動きが問題なのは、後づけで決めつけをして、通報に対する報復の性格が強いことです。それで、この主観要件がなぜ、なぜ弊害なのかという点、通報の目的や背景を理由として通報者が訴えられて被告になったり、原告の場合でもそれを理由に敗訴したりする裁判例があるためです。つい最近、製紙会社の通報者が受けた不利益取り扱いを巡る訴訟で、最高裁が、通報の事実が全部、間違いないと認めて、解雇は無効にしたものの、左遷など、その他の人事処分は有効だと認定しました。有効になったのは、通報が派閥争いを目的にしたという主観要件だったんです。だから、この主観要件もそうした通報者を不利益な取り扱いに陥られる弊害を助長するための規定じゃないかと私は思うわけです。勤務先側の提訴を、後押しをしていると言えます。

私が、大学のジャーナリズム論の講義で教えている主観要件にかかわる外国の例をひとつ出します。アメリカの大統領選が、今注目されていますけども、歴代の大統領の中で、たった一人だけ任期途中で辞任に追い込まれたニクソン大統領のウォーターゲート事件を委員の皆さんは御存じだと思います。この事件の疑惑を内部告発したのは、告発者もみずから認めているFBI副長官のマーク・フェルトという人物です。告発者の存在が明らかになったときに、アメリカでは、この人物が長官に昇進できなかったんで人事を巡る反発から長官人事を決めたニクソン政権をおとしめるために告発したんじゃないかという批判が一部で出ました。しかし、やっぱりアメリカの大多数の国民世論というのは、他人のことを盗聴するとか偽証を勧めるとか、大統領としてあるまじき行為に関して勇気をもって告発した人物で、大きな公益をもたらしたとして、勲章も与えるべきじゃないかと、結局、そういう議論になったんですね。

こういう例からも、主観要件は緩和してほしいと思います。ただし、全面的に緩和するんじゃなくて、人をおとしめる目的で虚偽通報したり、誹謗中傷したり、そういう行為を排除しなければならないのは当然のことだと考えています。先ほどから、意見が出てみだりに通報が行われるのではないかという懸念については、要件緩和のときに考えておかねばならないと私も思っています。それから、先ほど光前委員からも言われましたけど、私も2号通報と3号通報の要件を近づけてほしいという意見ではありますが、全く同等でいいのかという点については、議論があると思います。特に真実相当性の部分です。だから、そういう意味でも、誹謗中傷はしてはいけないという点はきちんと書き込まねばならないと思います。そのうえで、真実を通報した人たちがおとしめられるような、現行の主観要件は改正していただきたいと思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。拝師委員、どうぞ。

○**拝師委員** 私も基本的には今の井手委員と全く同じで、主観的要件についてはなくすべきだろうというふうに思っています。一つは、当然法律の位置づけとして、情報を透明化して、企業の不祥事等を予防、是正していくんだということです。その目的が私怨、恨みつらみであったり、ライバルを引き落とすとか、そういうことであったとしても、本当にそういう問題行為が企業の中で起きていたのであれば、それはやっぱり明るみに出した上で、社会なり、行政なりが判断していくべきだろうというふうに思っています。

それから、これをなくしちゃった場合に、じゃあ、例えば通報をしておいて、それをネタに企業を脅してお金を取るというようなことがもしあるのであれば、通報そのものはこの法律が適用されて保護されるかもしれませんが、脅してお金を取る部分について捉えて、現在の恐喝罪とか、民法の不法行為等で対処できるのではないかと。それ以外に、通報そのもので損害を与えるという場合としては、先ほど井手委員おっしゃったような殊さら虚偽の事実を申告するようなケースですけども、それについても、基本的には虚偽申告罪とか業務妨害、名誉毀損等で対処できるのかなと。そこはちょっと精査していただきたいんですけど、仮に今のそういう刑法等のルールの枠内で対処できずに、そういう本当に悪質なケースがあるんだとすると、その部分だけ切り出して、一定の通報濫用罪のようなものを入れればいいのかと思うんですけど、それでも原則的にこの主観的要件を入れるということには、ならないかなというふうに思っています。

○**宇賀座長** ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

川島委員、どうぞ。

○**川島委員** 37ページのフィードバックについてなんですが、これは意見というよりは質問なんですけれども、37ページ目の問題の所在のところの1行目、2行目では、通報によって是正がなされた場合に、通報者の職場等へフィードバックをすると書いてあるんですけれども、参考例として引用されている民間事業者向けのガイドラインでは、フォローアップの内容が記述をされています。フィードバックという趣旨とフォローアップという趣旨には、同じ部分と違う部分があると思いますので、そこは切り分けて、整理して議論していただけたらと思います。以上です。

○**宇賀座長** ありがとうございます。

拝師委員、どうぞ。

○**拝師委員** すみません、こちらのフィードバックの関係なんですけども、基本的には、通報した人の思いというか、是正してほしいという思いがあって、それが是正されたということを知らせるということは、通報そのものの奨励にもなるので、すごく大事なことだと思うんです。ただし、一点は、本人の承諾なく、本人が実は希望してなくて、これ以上、表に出してほしくないのにフィードバックされちゃうみたいなことがあ

るとやっぱり困るので、そこは本人の承諾は前提にさせていただきたいということと、あとは、フィードバックするにしても、いろいろ企業側は脚色をして、この人が実は問題児で、企業は問題ないんだけど、こうなりましたみたいな、事実をねじ曲げて社員に説明するようなこと、企業防衛としてやることも十分想定できるし、現に通報していじめられた方に対しては、そういう本人の誹謗中傷にわたるような表現で他の社員に情報提供するというのもどうも行われていると聞いてます。その辺の真実説明義務というか、フィードバックするに当たって虚偽の情報とか、誤解を招くような中身の情報を出さずに、きちんと正しい情報を職場に周知するというのもルール化していただければなというふうに思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。土田委員、どうぞ。

○土田委員 すみません。私はこのフィードバックなんですけども、個人へのフィードバックは必要ないと思います。それよりも、むしろ職場へのフィードバックということがあれば、私は十分であると思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定していた検討項目は以上ですので、本日はここまでとしたいと思います。また、もし更に追加の御意見などがございましたら、事務局に御連絡をしていただければと思います。活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

本日御議論いただきましたところにつきまして、おおむね認識が共有された部分については、報告書の案の作成を事務局に進めていただきたいと思います。また、本日いただきました御意見につきましては、事務局で整理させていただいて、なるべく報告書に盛り込む方向で進めたいと考えています。

次回ですが、本検討会のまとめに入りたいと思いますので、事務局はこれまでの検討会での議論の結果を整理して、報告書案の準備を進めていただきたいと思います。

それでは、本日の議論はここまでとしたいと思います。貴重な御意見たくさんいただきまして、どうもありがとうございました。

《 3. 閉会 》

○宇賀座長 最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

○加納課長 どうも御議論いただきまして、ありがとうございました。ちょっと時間が押してしまって、恐縮でございます。

いろいろ御意見いただいておりますので、取りまとめの仕方は工夫していきたいと思っております。また、今日の中でもいろいろと御指摘ありましたけども、議論の

前提として実態ないし実状というところについてももう少し突っ込んで確認といえますか、調査といえますか、そういったところも課題として御指摘いただいているところですので、そこはできる範囲でちょっと工夫をしてみたいというふうに思います。

次回検討会日程につきましては、既に調整を進めさせていただいておりますけれども、また後日改めて正式な御案内をお送りさせていただきたいと思います。また、議事要旨につきましては、また各委員の皆様に御確認いただいた上で公開をさせていただきたいというふうに考えております。

事務局からは以上でございます。

○宇賀座長 それでは、本日はこれにて閉会といたします。お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。

(以上)